

## 在マカオ邦人から寄せられたご質問・ご要望に対する 在香港日本国総領事館からの回答

2021年 3月  
在香港日本国総領事館

2月22日に、在マカオ邦人・日系企業関係者との間でウェブ会議を実施し、ご参加いただいた皆様からご要望やご質問を多数いただきました。

今回の会議にて皆様から寄せられたご質問・ご要望とそれに対する総領事館からの回答やその後の検討結果を以下にまとめましたので、会議に参加されなかった方を含め、在マカオ邦人の皆様に共有いたします。併せて、皆様からよくお寄せいただくご質問に対する回答も記載したところ、ご参照ください。

ご要望いただいた各項目については、可能な限り実現に向けて尽力し、少しでも皆様のご不便やご不安を解消する支援をしてゆく所存であり、状況に進捗等がありましたら、改めて皆様にお知らせいたします。

以下の項目を含めご不明な点やコメント等ございましたら、いつでもご遠慮なく当館（領事部法人支援担当へのご連絡、Info メール、新設の LINE 共有アカウント等）までご連絡ください。

### 1 領事手続きに関するご質問・ご要望

#### (1) 旅券

問1 本年中に旅券有効期限が切れてしまうが、旅券の更新はどうすべきか。

(以下、○は当館からの回答です。)

○通常であればご本人による手続きをお願いしておりますが、現在、マカオ在留邦人の方については直接当館まで足を運ぶことが困難な状況にあるため、香港に代理人を立てる形で申請を行っていただくことができます。

問2 仮に代理人が立てられない場合はどうすべきか。

○実際に手続きが必要になった時点での新型コロナの感染状況や両地の出入境規制等に鑑みて判断させていただくことになるため、個々のタイミングに応じて、個別・具体的にご相談いただければ幸いです。

問3 代理人として自社社員を立てることは可能か。

○国籍、本人との関係性は問いませんので、どなたでも代理人となつていただくことが可能です。

問4 新型コロナの影響が続く中何が起こるか分からないので、査証更新のための旅券更新手続が早めに行えるようお願いしたい。

○旅券の更新は通常有効期限満了の1年前から申請可能ですが、現在行っている代理人申請は真に必要な場合限り特例的に行っている措置であるため、更新時期を含め個別に申請内容を審査させていただきます。

○査証更新のために必要等の事由によっては、更新手続に支障のないよう対応するところ、前広に当館にご相談ください。

#### 【参考：旅券申請時の戸籍謄本について】

旅券の有効期間満了後に新たに旅券を入手する場合、新規発給申請扱いとなり添付書類として戸籍謄本の提出をお願いしていますが、コロナ禍の影響による香港－マカオ間の往来や郵送手段の制限等により、旅券の有効期間満了前に更新申請ができないやむを得ない事情があると判断される場合には、戸籍謄本の添付省略が可能となっています。

ただし、上記に該当する場合でも、本籍地や日本国籍の有無等に疑義がある場合、証明書類として戸籍謄本の提示をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

#### (2) その他の各種証明・届出手続等

問5 サイン証明が必要な社員がいるのだが、サイン証明が必要な場合でも代理人を立てて手続を行うことができるのか。

○大変申し訳ございませんが、サイン証明は必ずご本人による手続が必要です。但し、証明書の提出先や使用目的如何によっては代替案をご提示できる場合もありますので、まずはご連絡いただき、個別にご事情をお伺いさせていただきます。

問6 運転免許証の更新が必要だがどうすべきか。

○運転免許証は各自治体が発行しており、日本総領事館では更新することはできず、免許証を取得された自治体（県警本部等）の情報を確認いただく必要があります。

（※一般的には、コロナ禍の影響を受け、帰国が困難な方に対する免許証の更新等は、帰国後でも可能なように特別の対応をとっている自治体が多いです。）

#### 【参考】

##### 1. 無犯罪証明について

日本の無犯罪証明の発行にあたっては、本人確認を厳格に行う必要があります。ご本人による出頭が必須条件となるため、現時点ではマカオから申請い

ただくことはできません。

但し、提出先に現在発行できない事情を説明することで（状況によっては当館からも説明の際に口添えいたします。）提出期限を猶予される場合等もあるところ、まずは当館までご相談ください。

## 2. 各種証明・届出に関する情報

- 在留証明、戸籍の記載事項証明等のサイン証明を除く各種証明書類については、香港の代理人を通じて代理申請が可能なものもあります。申請方法については状況に応じて可能な範囲で対応を検討させていただきますので、ご相談ください。
- 婚姻届、出生届等の各種届出書類については、当館に提出せず直接本籍地役場に提出できるものもあります。メールで申請書類を当館に送付していただければ提出前の事前確認をすることはできますので、ご連絡ください。  
(当館HP) [https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate01.html](https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate01.html)

## 2 日本人の帰国支援に関するご質問・ご要望

- 問7 人道案件に該当する場合の帰国について、領事館に連絡をしてから帰国が実現するまでどのくらいの時間を要するのか。
- 状況により異なります。香港政府及びマカオ政府内部でも検討に時間を要するため、見込みのお時間をお伝えすることは難しいのですが、例として、昨年12月に実施した在マカオ邦人帰国支援の際には約2週間を要しました。
- 問8 子供が日本におり、高齢になる自分の親が面倒を見てくれている状況だが、これは人道案件に該当しないのか。以前、帰国支援の相談をした際に、特例として検疫を免除される帰国が認められる条件として、身内に不幸があった場合や失業により生活ができない場合等の条件に加え、緊急性を有することが挙げられ、（自分は）それに該当しないとの説明だったと認識している。人道案件に該当するかどうかの条件を一度総領事館の中で明確にすべきではないか。
- 何をもって人道案件とするかは、香港・マカオ両政府が最終的に決定するところではありますが、当館としては、人道案件の幅はできる限り狭めないことが望ましいとの考えの下、マカオ在留の皆様それぞれの困難な状況を考慮し、両政府とも協議しながら可能な限り帰国支援が実現すべく、支援に向け尽力させていただきます。

## 3 総領事館への連絡に関するご質問・ご要望

- 問9 マカオから総領事館に連絡する際のメールや電話以外の連絡手段（例えば、LINEやウィーチャット、ワッツアップ等のSNS）について、総領事

館としての共用アカウントを開設しないのか。例えば、緊急性のある件については初動をSNSでやり取りし、その後、個人情報に関わるようなことは別途メールでやり取りする等の方法を検討できないか。予算的にも大きな額にはならないであろうし、初動対応という観点からは是非SNSの活用を検討してほしい。

○現在の特別な状況に鑑み、マカオ在留の邦人の皆様向けに在香港日本国総領事館領事部のLINEアカウントを開設しました。各種手続きに関するお問合せやご相談、緊急時の連絡等の際にご利用下さい。

○ご利用を希望される方は、LINEアプリ上の友だち追加画面で以下のIDを検索し、「友だち登録」をお願いします。

ID : HKryojibu    アカウント名 : 領事部マカオ

問10 在マカオ邦人とのやり取りを担当する領事を一人定められないか。誰が連絡を担当するのか、明確にしてほしい。

○窓口対応、外部対応、コロナ下のテレワーク等のため担当領事が不在にしている場合もあるため、当館としては、邦人対応に万全を期すべく、領事部邦人支援担当領事が全員対応できる体制にしています。特に緊急の場合には、夜間・休日も含め24時間体制で当館邦人担当部門は対応致します。ご理解を頂ければ幸いです。

#### 4 出入境に関するご質問・ご要望

問11 総領事館からマカオ航空に対し、日本へのフライトを運行するように後押しして欲しい。

○ご提起ありがとうございます。マカオ航空はじめ関係部門に対し、極力ご希望に添えるよう働きかけて参ります。

問12 中国本土からマカオへの入境は、中国籍の者は可能だが、外国籍の人については今も入境が禁止されている状況。中国支社との往来が止まってしまっているため、本件緩和について申し入れを行ってほしい。

○ご指摘ありがとうございます。本件については、マカオ政府だけではなく、中国政府にも関係する可能性があり、関係各方面と連携しつつ対応させていただきます。

【参考：新型コロナウイルス感染症Q&A】

(当館HP) [https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000494.html](https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000494.html)